

後期高齢者医療保険料の滞納繰越分調定額の乖離について

1 概要

財務会計システムで調定している後期高齢者医療保険料の滞納繰越分調定額（以下、「報告値」という。）と、収納業務で使用している収納管理システムで保有している実態値である滞納額（以下、「実態値」という。）に乖離が判明した。これにより、令和4年度決算書の収入未済額に差異があったため報告する。

なお、乖離状況は以下のとおりである。

【令和5年6月1日現在の乖離状況】

①実態値	90,610,071円	⇒ 収納管理システムで各被保険者の滞納額を合計した金額
②報告値	75,781,391円	⇒ 財務会計システムの滞納繰越分調定額（6/1付調定）
③乖離額（①－②）	14,828,680円	⇒ 別システムである①と②の乖離額（全収入額の0.23%）

2 判明の経緯

令和5年11月、納税課において特別区民税の滞納繰越分調定額について乖離が判明した。これを受けて後期高齢医療制度課が確認したところ、納税課と同様の事象が認められた。

3 乖離の原因

報告値を算出する際に、算定誤りがあることが明らかになった。なお、報告値の算定方法は、次の計算式で算出される。

【報告値の算定方法】

$$\text{滞納繰越分調定額（収入未済額）} = \text{調定額} - \text{収入額} - \text{不納欠損額} + \text{還付未済額}$$

↑
実態値よりも少ない額で算出

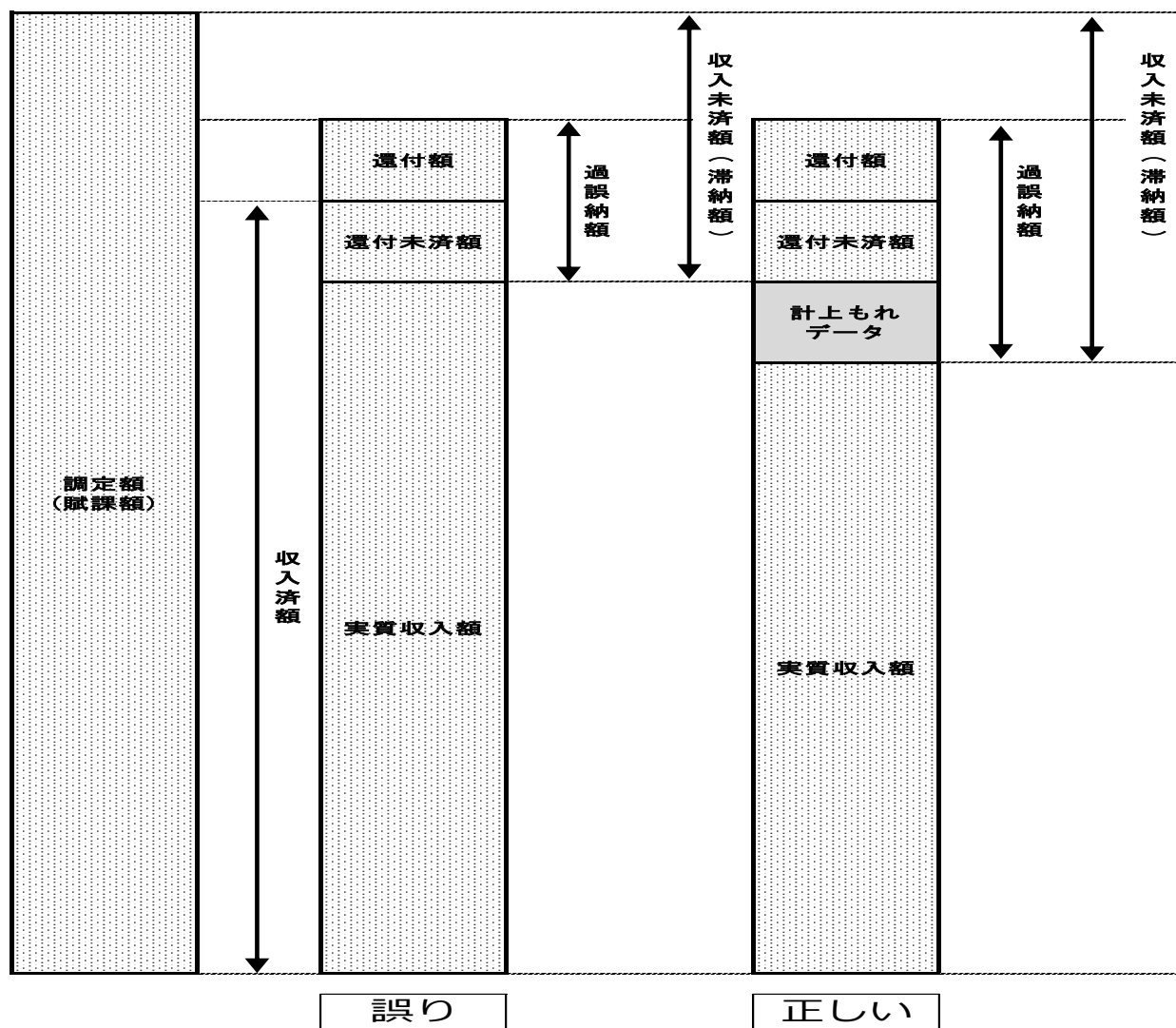
4 過誤納処理における対象データの計上もれ

誤って収納された保険料や転出・死亡、住民税額変更等により減額変更された保険料については、被保険者に保険料を還付する事務処理と併せて、財務会計上の過誤納調定を行うことが必要である。

しかしながら、還付対象の被保険者と連絡が取れなかったり、年金から特別徴収された保険料の還付のように日本年金機構との連絡調整が必要な場合もあり、過誤納処理の調査決定には時間を要するのが実情となっている。

本来、こうした還付決定に至らない調査中のデータ（計上もれデータ）についても、財務会計上の過誤納調定が必要などであるが、過誤納調定の対象データを収納管理システムで抽出する際の条件に誤認があり、正しく抽出されずに過誤納額が過少となっていたことが判明した。その結果として、収入未済額が過少に算出され、実際の滞納額である収納管理システム集計額との乖離が生じたことが原因である。

過誤納額（還付すべき金額）の計上もれが判明



5 これまでの経緯と今後の対策

(1) 当課は令和3年1月にシステムのリプレースを行い、納税課、国保年金課、介護保険課と同じシステムを採用した。同じシステムであるが、税や各保険料には様々な制度上の差異があるため、新システムの運用にあたり複数課の運用を勘案した結果、主に納税課の運用方法を取り入れて稼働開始した。

リプレース前のシステムにおいて、今回の乖離額の原因となっている過誤納処理をどのように行っていたかを調べたところ、調査が必要なため還付決定が保留となっているデータの抽出が例月処理では困難であったため、年度末に別途抽出作業を行い過誤納調定を行っていたことが確認できた。

(2) 今後の対策として、令和5年6月1日現在の乖離額を実際の滞納額に合わせるため、近日中に滞納繰越分保険料の増額更正調定を行う。併せて、令和6年度の滞納繰越分調定額において再び乖離が生じないように、今年度中に過誤納処理の運用全般を見直す。

また、毎年度、出納閉鎖期間に必ず収納管理システム集計額と財務会計システムの滞納繰越調定額を比較し、乖離が生じていないか確認を行った上で調定を行う。